

公立大学法人前橋工科大学における公的研究費等の不正使用の防止に関する規程

平成25年4月1日制定

公立大学法人前橋工科大学規程第117号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人前橋工科大学（以下「法人」という。）における職員の公的研究費等の不正使用を防止し、その運営・管理及び監査について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「公的研究費等」とは、国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）その他の公的機関から交付される研究資金及び受託研究、共同研究、教育研究奨励寄附金その他の学外の機関から法人に受け入れた研究資金をいう。

2 この規定において、「不正使用」とは、法令その他法人の規則等に反した不適切な研究費の使用をいう。

3 この規定において、「構成員」とは、法人の公的研究費等の運営・管理に関わる全ての者をいう。

(最高管理責任者)

第3条 法人全体を統括し、公的研究費等の運営・管理についての最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

2 前項の最高管理責任者は、理事長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するための必要な措置を講じる。

4 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、理事会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について議論を深める。

5 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費等の運営・管理を行うことができるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

6 最高管理責任者は自ら、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について、法人全体を統括する実質的な責任及び権限を持つ者として統括管理責任者を置く。

- 2 前項の統括管理責任者は、学長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、不正防止対策の基本方針に基づき、法人全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 公的研究費等の運営・管理に関するコンプライアンス教育及び必要な指導改善を行う実質的な責任及び権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 前項のコンプライアンス推進責任者は、副学長（研究・地域貢献担当）をもって充てる。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度を把握する。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、定期的に啓発活動を実施する。
- 6 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、構成員が適切に公的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 7 コンプライアンス推進責任者は、構成員に対する行動規範を策定する。

(職名の公開)

第6条 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開する。

(構成員の責務)

第7条 構成員は、「公立大学法人前橋工科大学研究者行動規範」（以下「行動規範」という。）を遵守しなければならない。

- 2 構成員は、コンプライアンス推進責任者が実施するコンプライアンス教育を受講しなければならない。
- 3 構成員は、公的研究費等の運営・管理に関し、法令、法人の関係規程等を遵守する旨の誓約書を法人に提出しなければならない。

(不正防止計画の策定)

第8条 第4条第3項に定める具体的な対策の最上位のものとして、不正防止計画を策定する。

(不正防止計画推進室)

第9条 最高管理責任者の下に、全学的観点から公的研究費等の不正防止計画を推進するため、不正防止計画推進室（以下「推進室」という。）を置く。

2 推進室は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長（研究・地域貢献担当）
- (2) 学生部長
- (3) 研究委員長
- (4) 事務局長
- (5) 最高管理責任者が指名する研究経験者
- (6) 最高管理責任者が必要と認める者

3 推進室に室長を置き、副学長（研究・地域貢献担当）をもって充てる。

4 推進室の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 不正防止対策の具体策（不正防止計画・コンプライアンス教育・啓発活動等）の策定・実施に関すること。
- (2) 公的研究費等の不正防止計画の推進に関すること。
- (3) 公的研究費等の不正防止計画の検証に関すること。
- (4) 研究活動上の不正発生要因の把握に関すること。
（相談窓口）

第10条 公的研究費等に係る法人における事務処理手続及び公的研究費等の使用ルールに関する相談窓口を事務局学務課内に設置する。

（内部監査体制）

第11条 公的研究費等の適正な運営・管理のため、最高管理責任者の下に、事務局職員で事務局長が指名する者から成る内部監査チームを組織し、点検及び内部監査を実施する。

2 最高管理責任者は、前項の規定による内部監査の結果を取りまとめ、学内に周知する。

（監事）

第12条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状態について法人全体の観点から確認し、その結果を理事会において定期的に報告し、意見を述べる。

2 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を理事会において定期的に報告し、意見を述べる。

（その他）

第13条 この規程に定めるもののほか、公的研究費等の運営・管理及び監査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日規程第 17 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 1 日規程第 12 号）

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。